

平成19年度北海道地域農業研究所自主研究

北海道農業の課題とその発展方向」に係る第一回研究会

(平成十九年九月六日開催)

開会挨拶

(社)北海道地域農業研究所 専務理事 矢野 実

本日は、皆様には何かとご多用のところ、当研究所自主研究会にご出席くださりまして誠にありがとうございます。とくに社団法人全国農地保有合理化協会の深谷さんには、台風の接近にもかかわらず遠路足をお運びいただき、ありがとうございました。

さて、当研究所では「北海道農業に関わる基本問題・基本対策についての研究を蓄積して、政策提言などに生かすこと」を目標に、自主研究に取り組んでまいりました。研究所設立当初から『北海道農業の生産構造』『農村の生活・文化および環境整備』『農協問題』などのテーマに取り組み、これらの研究成果を『北海道の農地問

題』『21世紀の北海道農業と農村』といった著作物として刊行し、北海道からの提言として関係諸施策に影響を与えてまいりました。

最近においても農業を取り巻く環境や政策の変化に対応するべく、『地域マネジメント体制のありかた』や『新たな経営安定対策に伴う農業・農村の動向について』取り組んでいるところですが、一方で会員からの受託事業への対応に追われるやら自主財源の確保が不十分であつたりして、残念ながら十分な成果の発信までには至っておりません。

自主研究への取り組み・成果の発信なくして「研究所としての根

本的な存在理由の主張たりえない」との考えから、平成十九年度の研究所事業計画において、「所外の研究者の協力を得ながらも、所内研究員を主体とするより自主的な研究体制を整え、三〇四年の中期の期間を設定する本格的な調査・研究を展開し、成果を外部公表する取り組みとする」ことをあらためて自主研究の目標といたしました。

こうした経緯により、このたび太田原所長にリードをお願いし、「北海道農業の発展方向」を統一テーマに掲げて研究所を挙げて自主研究をスタートさせることとなりました。

本日の第一回研究会では、深谷さんから『農地制度改革と担い手育成の方向について』ご報告をいただき、このテーマに関連して今後北海道が取り組むべき緊急の課題は何なのか、今日お集まりの皆様にご意見を交わしていただくことになっております。

今後とも同様の趣旨で、二ヶ月に一回程度の研究会開催を予定しております。今日ここにスタートするこの自主研究の取り組みが、実り多いものとなりますよう、お集まりの皆様には、ひきつづき特段のご指導・ご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

報告 「農地制度改革と担い手育成の方向について」

社団法人 全国農地保有合理化協会 調査広報部 次長 深谷 成夫

ご紹介いただきました全国農地保有合理化協会の深谷でございます。このような研究会でお話をさせていただく機会を与えていただき深く感謝いたしております。また、ご出席の皆様方の顔ぶれを見

まして、軽率にお引き受けをしたことに、今更ながら大変後悔をし、大いに恥じ入っております。本日は、私が二十五年余の間、農地保有合理化事業に携わってきた視点で、与えられましたテーマであり

深谷 成夫(ふかや なるお)氏



1955年 東京都生まれ
1980年 東京農業大学卒業
同年 社団法人全国農地保有合理化協会入会
1995年 企画部調査役
2005年 調査広報部次長
現在に至る
2006年 地域農業経営戦略研究会監事

【主な著書】

- 『資源管理型農場制農業への挑戦—圃場整備事業と農地保有合理化事業のパッケージング—』(共著) 農林統計協会1995年4月
『地域農業マネジメントの革新と戦略手法』農林統計協会2007年1月

ます農地制度改革と担い手育成の課題についてお話をいたしたいと存じます。何分、力不足の感は否めませんので、後ほど皆様方から暖かいフォローをお願いいたします。今後の本研究会の検討の材料として少しでもお役に立てれば幸いです。

さて、「戦後農政の大転換」の残された課題である「農地制度の見直し」の検討が現在急ピッチで進められております。この間の検討の流れを簡単に整理すれば、昨年九月に発表されました宮腰副大臣の勉強会の整理を受けて、十二月に省内にプロジェクトチームが立ち上げられました。一月から「農地政策に関する有識者懇談会」が開かれ、具体的な検討がなされてきています。同時に、自由民主党では、「農地政策検討スタディチーム」が精力的に開催され、三月に第一次、五月に第二次の中間とりまとめがなされました。関連して、経済財政諮問会議「EPA・農業ワーキンググループ」や規制改革会議、さらには経団連、アジア・ゲートウェイ戦略会議等、様々な機関・団体から報告がなされています。

そして、政府では六月七日に「骨太の方針二〇〇七」が閣議決定され、農地制度改革の内容及び工程表を秋口までにとりまとめることが、定められています。

(参 考)

経済財政改革の基本方針2007

～「美しい国」へのシナリオ

～平成19年6月19日

4. 地域活性化

「地域の活力なくして国の活力なし」—地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。

【改革のポイント】

1. 「地域力発掘支援新戦略」³²に基づき、総合的な地域活性化政策として、施策の体系化・全国への情報発信、「頑張る地方応援プログラム」、横断的制度基盤の強化・活用等により、地域の取組を支援する。
2. 農林水産業の潜在能力を最大限発揮させ、強い農林水産業を目指す。
 - (1) 「21世紀新農政2007」³³を着実に実施する。強い経営意欲を有する農業経営者の活躍や小規模農家も参加する集落営農の組織化、新規参入の促進等により、産業として飛躍する農業の実現、流通の合理化・効率化を目指して改革を進める。都市農業の一層の振興を図る。また、新たな基本計画³⁴に基づき、林業・木材産業と山村の再生、力強い水産業と活力ある漁村の確立を目指した構造改革を推進する。
 - (2) 農地の「所有」と「利用」の分離：農業の生産性を高め強い農業を目指すには、農地の集約化、規模拡大が不可欠である。このため、農地について「所有」から「利用」へ大転換を図り、徹底的に有効活用する。

【具体的手段】

(1) 略

(2) 農地改革案の取りまとめ

農地の「所有」から「利用」を促すため、下記の点について検討を進め、農林水産省が平成19年秋までに取りまとめる農地に関する改革案と工程表に含める。

- ① 5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。
- ② 農地リースの加速：定期借地権の制度、農地利用料における市場の需給の反映、農地の一般企業への賃貸促進等を通じて、農業経営者への農地の集積を促進する。
- ③ 法人経営の促進：経営の多角化や資本の充実等の観点から、農業生産法人の要件を見直す。

農地の権利の設定・移転をしやすい仕組みをオプションとして用意する。

(3) 農業の構造改革の全体像と工程表

農地を含めた農業改革の全体像と工程表について、農林水産省は、経済財政諮問会議で議論も行い、平成19年秋までに取りまとめ、改革を順次具体化する。

1. はじめに

まず、本題に入る前に、この頃、考えていることをお話しさせていただきます。

少し古くなりますが、二〇〇二年に発売された小熊英二さんの大著「民主と愛国―戦後日本のナショナリズムと公共性―」を、私も正月休みに炬燵に入りながら読みました。そこには、戦後どの勢力が「民族」「愛国」「民主」「平和」といった旗印を振ってきたのかといったことが書かれていました。それは、時代と共に大きく変化してきたわけですが、例えば、終戦直後は日本共産党や労働組合等左派勢力が「愛国」「民族」の旗を掲げていました。しかし、今日、叫ばれている「ナショナリズム」とは大きな差異があると思います。さらに、二〇〇三年に出ました小熊さんの「癒し」のナショナリズム―草の根保守運動の実証研究―とか、また日韓ワールドカップに関連した香山ミカさんの「ぶちナショナリズム症候群」や「私の愛国心」で書かれている「ナショナリズム」、最近ではワーキングプア問題に取り組んでいる雨宮処凛さんの一連の著作・諸活動などの変遷を見て、簡単に「右翼」とか「左翼」や「保守」とか「革新」といったことが言えないのではないかと思っています。

ご承知のとおり、そもそも「右翼」「左翼」の語源は、フランス革命時代の議会において、議長の右側の席を保守派が左側席を急進派が占めたことに由来します。全く関係ありません二〇〇六年に明治大学で開かれた農業経済学会の討論会では、座長の生源寺先生の右に本間・神門両先生、左に田代・磯田両先生が座っておられました。個々の研究者に、今、問われているのは、単に自分が「農問研」あるいは「TEA」のどちらに属しているかといったことではなく、具体的な日本農業、農業者の将来像を描き、そして、どのような道筋でそれを実現していくのかということ。これを一人一人の研究者が明確にして、かつ提示しなければならぬと思っています。即ち、「経済理論」よりも「経済思想」が問われているということです。

旧農業基本法による自立経営農家、それから農業経営基盤強化促進法による認定農業者というのは、主体形成を実現した農業者を指しています。また、農業の近代化とは何であったのか？。それは、単なる規模拡大や機械化だけではなかったはずですよ。

品目横断的経営安定対策では集落営農が注目されているのですが、現在、裁判となっているN県S村やH県S町M部落のように、未だ隠然と「村八分」が残っているところもあります。ここに残っているのは、「近代化」の中で解消しようとした農村の閉鎖性、封建遺

制だったのではないのでしょうか。では、現在注目されている集落とは何か？、たしかに「集落規範」による生産調整の実施や、「集落」を基礎とした土地利用調整等、集高く評価される機能を有しています。しかし、単純にその機能だけを評価するのはどうでしょうか？最近「小沢昭一座談第四巻」を読みましたが、その中に評論家の安田武さんとの対談があり、古い伝統文化について「いいものを復活させよう」とすると、ひよつとすると、戦争までもやる体制も一緒に戻ってくる危険性もないことはない」と書かれています。このような配慮ある対応をするには、先に述べましたように研究者それぞれが自らのスタンスを明確にしておく必要があると思います。

2. 市場の自由化について

長い前口上でしたが、本題に入ります。農地市場の自由化についてですが、まず最初に考えなければならぬことは、農地市場という要素市場を一般（生産物）市場と同様に考えていいのかということです。

農業における生産の三要素に関する現在の争点を見ると、①労働市場では、外国人労働者の問題があります。これは、中野麻美さん

の「労働ダンピング」でも描かれているように、非農業部門における国内の正規・非正規労働者の雇用問題に関連してくるのだと思います。②金融市場では、まさに株式会社による資本調達とか、農協金融が独占していた分野への地方銀行の参入等があります。そして見直しが検討されている③農地市場があり、農地法制・規制の緩和等があります。ここで重要なことは、単に農地市場の規制緩和だけを議論しているのではなく、三つの要素市場を絡めて議論していることです。

農地市場の規制緩和は、「土地利用型農業は儲からないから企業は参入しやしない（だから法改正は不要だ）」とか、「企業は転用目的で農地を取得しようとしている（といった株式会社不信論）」といったことではなく、現在「市場」解放を求めている方々が、すべての「市場」における解放・自由化を求めているということであり、単に企業が農業に参入する道を開くことだけを意味しているわけではありません。例えば、教育・医療分野においても「市場」の解放・自由化を求めているのであって、農業・農地だけを解放・自由化しないわけにはいかないといったことがあるのではないのでしょうか。また、逆に「農地の規制緩和に反対」と言いながら、不法な外国人労働者に依拠した農業経営を容認することは矛盾している論理と言

わざるを得ません。例えば、東京大学の安藤光義先生は「外国人労働力の受け入れは日本の「かたち」を決めることになりかねない重要課題：・外国人労働力を活用した大規模経営が展開するようになると、現在進めようとしている農業への再チャレンジは全く意味をなさない可能性がある。外国人労働力を導入した農外資本の新規参入が進めばその方が構造再編に与える影響力は大きいだろう」と外国人労働者の問題に警鐘をならしています。

釈迦に説法になりますが、市場が有効に機能するには、民主主義の深度が求められます。即ち、市場が前提とするのは、近代的な経済人による民主的な社会です。そのため、一部の民主主義が未発達な国は、泥棒資本主義やクローニー資本主義に陥っています。また、市場を成立させる契約関係を規定する「民法」も、ロック等の啓蒙主義の思想家が理想化した「近代市民社会」が前提です。市場機能に懐疑的な論者は、近代化・民主主義が日本において、低レベルであることをまず指摘すべきでしょう。テレビの水戸黄門に出てくる悪徳な「越後屋」は株式会社・企業に限らないのではないのでしょうか。したがって、未だ残る「村八分」の状況や、経営感覚が薄く補助金に依存した農業の体質を改善していくことも重要な課題だと思っています。即ち、現在の日本における「市場」とは、現段階の

資本家・労働者そして農業者・消費者をはじめとした国民のレベルに見合った「市場」レベルに過ぎないということなのです。

3. 農地流動化の実態について

農地流動化の実態についてみていくことにしましょう。農地流動化や農地集積について考える場合、次の三つのケースに分けた上で考えなければなりません。

- (1) 農場単位の移動Ⅱ既に農地が集団化されているものを取得する場合
 - ① 農地（草地）開発等により大規模な農場を新規に取得するケース
 - ② 離農等による農場そのものが売り（貸し）出される北海道に多いケース
 - ③ 一定のまとまりのある耕作放棄地があるケース……条件整備の必要性あり
- (2) 一筆、二筆といった地片単位の移動Ⅱ自らの経営地の隣接農

地あるいは近隣にある農地を新たに買入れまたは借入れて、経営地の拡大と同時に集積を図るケース（都府県における農地流動はこのタイプが大半）

(3) 面的集積Ⅱ分散化している農地を地域の話し合い等により他の農家の農地と交換等して集積するケース（この場合、交換だけではなく地域の話し合いを通じて新たに農地の買入れ・借入れが行われることもある）

前記三つのケースについて、一般不動産（宅地・商業用地・工場用地等）を例にして考えてみましょう。一般的に不動産を取得（購入あるいは借入）する場合、(1)と同様のケースが多いと思います。①宅地であれば宅地開発による住宅団地、工場であれば工業団地などを取得するでしょう。②郊外への移転により工場跡地や中古住宅を取得するケースもあるでしょう。即ち、取得する者からすれば、価格・交通条件等が同様であれば、A市であってもB町であっても、取得意欲は基本的に変わりません。その使用目的にかなった物件があるか否かにかかっています。また、その情報は不動産業者等から様々な媒体を通じて大量に供給されます。大ショッピングセンター

等を建設するのでなければ農業用地に比して小さな面積で足りませんし、また農業のように土地そのものを利用して農産物を生産するのではなく、農地の上に工場や宅地等を建設して生産を行うことになるので、目的に合った土地の供給量は相対的に多いと言えます。

しかし、(2)のような場合、例えば生産ラインの拡大に伴い隣接地に工場を建設したい場合や、スーパーマーケットが来客用駐車場を新たに設置したい場合が該当するのですが、このようなケースでは取得する土地の条件が限定されます。条件に合った土地（工場やスーパーマーケットに隣接しているか、極めて近い位置にある土地）を取得するため、工場主やスーパーマーケットの経営主は、当該土地の所有者（地主）と取得交渉を行わなければなりません。この場合、不動産業者が仲介することが一般的ですが、土地価格交渉あるいは補償交渉が大きく影響することになります。

既に地主が生計を立てるために使っている土地を、自らの目的（経営規模拡大Ⅱ所得の増大）のために取得しようとするれば様々な困難に直面します。即ち、現在地主が得ている当該土地に対する使用価値以上の補償（代替地を含む）を行う必要があります。地主が当該土地に執着している場合、あるいは交渉力を持っている場合、取得者は当該土地を利用することで得た利益の中から、支払い可能

な範囲内で価格を設定することになります。農業以外の業種が取得する場合、その資本を勘案すれば土地所得コストは一般的に余り大きくありませんから、取得するか否かは土地の使用価値によって左右されます。

しかし、農地価格・小作料が下落していても、農産物価格までもが下落している状況下においては、大規模農家であっても土地を拡大していくことは極めて困難です。ましてや今日の農業情勢を踏まれば、取引費用を経営者が負担することは難しい場合がありますので、公的機関・団体の仲介が求められます。(3)のケースは、一般不動産においてはまれです。土地区画整理や都市再開発などが該当します。

要するに、農地の取得にあたっては、一般不動産とは大きく異なり、(2)のケースが主流となるのです。農地集積に関わる問題も発生しますから、その対策も求められることとなります。

4. 農地市場について

では、農地市場とはどのようなものなのか。私どもの協会でも出版しています研究誌である『土地と農業』No三四号に掲載されました

九州大学の福田晋先生の「農地用益市場の特質と取引のあり方に関する考察」を手がかりに検討していきましょう。

一般に、農地貸借の経済的成立条件は、

① 借り手の余剰IV貸し手の稲作部門所得……梶井仮説

② 借り手の余剰IV貸し手の稲作部門所得－家族労働の不効用

……速水仮説

のいずれかとなります。

加えて、福田先生は、稲作に係る行為は「家族行事」と位置付けられ、①、②の数式が必ずしも適用されない場合があると指摘しています。確かに、家族行事であるはずの炊事・洗濯・掃除が外部化されつつあり、今後「家族行事」としての稲作の重みが増加していくことが考えられます。

また、農地は二面的性格（Ⅱ「生産要素としての性格」と「資産、家産としての性格」）を持つため、結果として農地市場は表のようなものになると考えられています。

機能的市場における機能組織は、農業委員会のあつせん事業や農

農地用役市場の類型

	市場規模	農地情報	取引費用	貸借人関係	調整機能	信頼関係
原始的市場	数人	不完全	小～大	地縁・血縁	なし	貸借人相互
地縁的市場	1～数集落	かなり整備	小	共同体	地縁組織	地縁組織
機能的市場	数集落	かなり整備	やや大	なし	機能組織	機能組織

地保有合理化法人の諸機能が該当します。現在、検討されている「面的集積組織」もここに含まれます。今回の見直しで重要な役割を担うとされている「面的集積組織」は、原則全ての市町村に設置されます。「自らの現場に積極的に働きかけ、代理・委任で農地を集めて担い手に面的にまとまった形で貸し付ける利用調整組織」だということ。そこには農業改良普及員やJA等のOBがコーディネーターとして配置され、彼らは農地所有者に対する様々な働きかけを行います。このようにして利用調整を行っていくという仕組みです。出し手からの白紙委任・代理契約を引き受けたり、また賃借料の徴収・支払業務の代行

も行います。

様々な奨励措置と税制（相続税・贈与税）の見直しが行われることも検討されています。地域への働きかけに関わって、農地情報の提供・集積のシミュレーションを行うツールも併せて準備すると言われています。後ほどお話しします企業の参入についても、この面的集積組織が調整することになっています。

農地取引が行われる市場は、原始的市場→地縁的市場→機能的市場の順に成立します。新たに「面的集積組織」が構築されても例外が生じることはないでしょう。今後様々な支援措置が講じられることにもなっていますが、今の状況で満足している「現状維持」志向を持つ者は、少額の補助金を得るくらいでは現状を変える意欲を持たないのではないかと思います。逆に、貴い続けた少額の補助金（既得権益）がなくなることに不快感を抱く傾向があります。品目横断的経営安定対策でのカバー率の高さは、このことに由来しているのかも知れません。

また、農地を拡大するにあたり、担い手はどのような農地を取得したいのかと言えば、当然、団地化された効率の良い圃場ということになります。山間の未整備な圃場は取得したくないのです。担い手は生産装置としての農地を利用して農業所得の拡大（規模拡大・

面的集積)を実現するわけですから、本来、農業所得の拡大を果たした担い手が取引費用(コスト)を負担するのは当然です。一般不動産ならば不動産屋に仲介(交渉)を委ねます。農地に関しても同じで、所有者に対して「農地を譲ってくれ」といった農村社会において嫌な役割とされている行為を公的機関にお願いすることになります。実際は、「売りたい」「貸したい」といった案件が発生してから調整が始まるのが現実ですし、家産・財産としての農地を扱うことにもなりますので、調整するということは大変難しいということです。

5. 農地情報の収集・発信について

農地情報は、一般の不動産情報とは異なり、不動産業者等が集積しているわけではありません。合理化法人等が大量にそのような情報をストックしているわけでもありません。

農地というものは、ある種、生き物にも例えられるように、土づくりの有無が極めて重要な要素を占めていて、農産物はそうした土地から生産されます。土地の肥沃度が土地評価の重要な条件となります。この点も一般の不動産とは異なります。耕作をやめて相当な

期間が経ってしまった遊休農地については、再度条件整備を行い再生を図る必要があります。さらには、農業には季節性があることから、農地を取得するタイミングも重視しなければなりません。稲作ならば年一回の生産となるので、田植え時期(その前に苗の手配があります)を逸してしまえば、その土地は一年間生産できない土地ということになります。また、供給側に関しても、例えば「三年後にリタイアする」といった中・長期的な農地売渡し・貸付け計画があるわけではなく、短期的な判断や事由によって売り渡すケースが多いのが実態でしょう。

土地の集積を図る場合、こうした実態を把握する必要がある、さらには農地を「売りたい」「貸したい」「交換したい」と思っている農家が何処に居るのかといった情報を得ることが極めて重要な課題になります。地域によっては、農家自らがピラを配布して農地情報(「農地を取得したい」)を収集しているケースもあります。しかし、一般的にこのような情報は、地域の農地や農家の情報に精通している農業委員や農業技術・経営を指導している農業改良普及員等に集まることが多いでしょう。また経営者が組織している生産部会や集落での話し合いを通じて情報交換されることもあります。通常、農地を取得する場合、こうした方々から情報を得て、そして当該農業



委員や普及員に価格交渉を含め仲介を依頼することになります。担い手への農地の利用集積と農地の分散の解消を加速度的に進めていくためには、農地情報の収集と発信が重要なキーになっています。今回の見直しの中の重要な課題です。

経済財政諮問会議「第十一回EPA・農業ワーキンググループ」で農水省の高橋経営局長は「今回の面的集積システムは、委任代理方式という、もうちよつと簡便な方式を構築すると同時に、セットとして、組織、コーディネートが使える道具も用意してあげるという仕組みである。それが農地情報の提供である」と話されています。ここで言う農地情報とは、従来、様々な機関や団体が有していた情報を一元化した、農地集積のシミュレーションとして活用できるものを指しています。

しかし、今、お話したような有効な農地情報は果たして収集できるのでしょうか。ともすると、血縁・地縁的農地市場における調整不能物件のみが提供されることになりかねません。地域内にある利用価値の低い農地に係る情報だけが提供されるのではないかということに危惧しています。

6. 耕作放棄地対策について

耕作放棄地は二〇〇七年現在三八万六千鈔あり、うち一五万三千鈔が農振農用地区域内にあります。現在、耕作放棄地の現状把握が進められていて、年内には解消計画が出されることになっています。

その解消計画に応じた処方箋が提示され、対策が実施されることとなります。今回の見直しでは、①五年後を目途に解消するといった期限を明示しています。また、②解消すべき耕作放棄地、守るべき農地を明確にする。即ち、現在、農振農用地区域以外であっても、

そのような農地については農用地区域に編入していく。その場合、編入する基準を見直す。それ以外では、非農業利用へ誘導していくとされています。併せて、宮腰副大臣の勉強会における整理にもあつたように、現行農業経営基盤強化促進法に基づく法的措置についても、その発動基準を明確にし、市町村段階で使い安くするとされています。また、当然、転用規制も厳格化していくとしており、それを通じて優良農地を守っていくという内容になっています。

「農地の利用に軸足を置いた政策展開を図る上で、効果的な遊休農地の発生防止・解消対策の実施のあり方」であり、農地を生産装置として農業経営の中で維持していくものになっています。

耕作放棄地問題の本質を考える場合、マクロ的（国家）な視点では自給率の向上が求められ、その結果四六〇万鈔の農地の確保が必要ということから始まります。現場では、不在地主の農地が利用したという農家に移動しないため、耕作放棄地が発生しているといった大きな問題があります。しかし、単純にミクロ（農家）の視点からみれば、農地を利用しても十分な農業所得が得られないため、農家は生産装置としての農地を活用しないといった実態もあります。

東京大学の安藤光義先生は、ある調査報告書で次のように指摘しています。

「多様なボランティア組織等が行う耕作放棄地の多面的な利活用の取組に対する支援（草刈り、景観植物の植栽等）」も検討されていますが、耕作放棄地を恒常的かつ継続的に解消させるには、ミクロ、即ち農家が農業経営を通じて農業所得を確保し、継続して農地を活用するようにならなければなりません。マクロ的には、国民・住民のコンセンサスのもとに維持（解消）経費に対する継続的な補助（税金対応）が必要になります。

例えば、耕作放棄地がゴミ捨て場となつて、地域の環境を損ねていると言つた事態があります。これはメゾ（地域）といった視点での課題でもあります。マクロ的視点（国）とミクロ的視点（農家・

■東京大学安藤光義先生調査報告書抜粋
水田農業ビジョン事例調査結果の総括

―「売れる米づくり」から「担い手づくり」へ―

1. 水田農業ビジョンの出発点―「水田は不良資産」という事実認識―
調査結果の総括に入る前に、まず客観的な事実の確認から始めることにしたい。それは日本農業全体としてみた場合、もはや「水田は不良資産と化している」という事実である。すなわち、わが国には二七〇万haの水田があるが、そのうち米を作ることができるのはその6割の一七〇万haしかなく、しかも、これからも引き続き人口減少と食生活の変化によって、米を作ることのできる面積はますます減ることは確実なのである。水田を工場にたとえれば、その本来の生産能力の稼働率は6割しかなく、今後は5割水準にまでの低下は必至ということになるだろう。経済学の論理からすれば、あるいは企業の通常の常識からすれば、こうした「生産装置」はもはやスクラップの対象ではない。

われわれは「米を作るための水田は過剰」という事実を受け入れなければならない。

そのように考えれば水田農業ビジョンの策定はそれぞれの地域が生き残りを賭けるための戦略だということになるだろう。あえて繰り返すが、現状では「水田は不良資産と化している」のであり、全てを救えるだけの財政的な余裕は国にはないのである。

水田農業ビジョンはこの客観的な事実の認識から出発しなくてはならない。

農業者)の二つの視点で考えるのではなく、メゾ領域(集落・地域)といった視点は重要だ。

要するに、耕作放棄地問題はマクロ・メゾ・ミクロでその論理や意味が異なるので、その対策もそれぞれ異なってくるということだ。これは、農業問題全般に言えることで、マクロ(国)では、食料自給率の維持・拡大(総福祉)の基礎である生産装置の維持であり、国土保全といったことでもあります。メゾ(市町村・地域)では、環境維持、地域産業の生産装置の維持が挙げられます。ミクロ(農家)では、生産装置として農地が利用できるかといったことになり、ミクロ・メゾ・マクロといったそれぞれの領域で、対策を提起しなければなりません。また、政策的プライオリティをどのようにとらえるかといった問題もあります。「世界平和のために」といえば、何でも許されるわけではありません。一番最初に述べたこととも共通します。

マクロ(国)の意思決定原理は「社会の総福祉」の極大化であり、ミクロ(企業)の意思決定原理は「利潤」の極大化であり、また家計の意思決定原理は「効用」の極大化です。そして、「地域」は、意思決定原理の異なる経済主体の集合体ですので、「生産の場としての地域」「経済取引の場としての地域」「生活の場としての地域」

「行政単位としての地域」等、様々な価値判断があります。したがって、「食料自給率の向上」「国土・景観の保全」といったスローガンや単に個々の農家の「所得の向上」といった目的だけではなく、その地域に「みんなで住み続ける」（定住する）ために地域の農業はどうあるべきかを考えることも重要でしょう。そこで重要となるのは、「公」を明確にするには農家を含めた住民の「個」の確立が必要だということです。なんでもかんでも行政やJAなどに頼るのではなく、それぞれの農家や集落が担う範囲を明確にしながら、耕作放棄地解消の問題について考えていくべきでしょう。

話が横道に逸れますが、時々議論をしていて、何を話し合っているのか分からない時があります。それは、話しの内容が微妙にずれていることによりです。横浜国立大学の田代洋一先生の『食料主権』という本によれば、トレーガー（担い手）には、①農業経営の担い手（農業の使用収益の全域をカバー）、②農作業の担い手（休日・朝晩のオペレータ作業）、③地域資源管理の担い手（水管理・畦草刈り）、④環境材としての農地の担い手、⑤農村社会の担い手（生まれ在所に生き抜く）等、様々なものがあるということです。耕作放棄地解消の問題も、誰が何を目的に行うのかといったことが重要になるのではないかと思います。

7. 担い手とその育成について

企業の参入については、貸借のみとした特区法による限定的な措置に始まり、後に農地法・基盤強化法の改正により「特定法人貸付事業」として全国展開されるに至りました。「多様な主体による新規参入を促進するため、担い手の育成施策との整合を踏まえつつ、一般企業等の農業参入の円滑化、経営発展等に資する政策のあり方等」が検討され、「貸借については、機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込みである場合は原則許可」される方向で検討されています。したがって、貸借に限っては、現行の農作業従事者要件等の見直しが行われることになると思います。農地法の「耕作者主義」に基づいて農業生産法人の要件が作られていますので、根本のところでの見直しとなりましょう。

先ほども言いましたけれども、「企業は所有権まで望んでいない」とか、「所有権を認めれば転用や産業廃棄物の捨て場となってしまう」といった意見をよく耳にします。しかし、本当に企業が農地取得を望んでいるのか否かといったことは、実は些末な議論なのであって、この議論の根っ子には、すべてについて自由な市場を望んでいるという主張があるのではないかと思います。医療サイ

ドにおいても、市民病院が撤収する時代です。一、〇〇〇病床以下は経営困難になるとも言われています。生き残れるのは、農業同様、特色ある病院か大規模な病院と言われています。

本場に一般企業を日本農業の担い手として位置付けるのでしょうか。有識者会議では、「補完的」であると説明しています。また、担い手について考える場合、どのような者を担い手とし、その担い手を誰が認めるのかといったことが問題となります。認定農業者制度がありますが、食料生産及び土地利用型農業の構造改善を押し進めなければならぬ場合、例えば、稲作と生花のバラを生産している複合農家と稲作と造花のバラを作っている兼業農家のどちらを担い手として位置づけるのか。生花も造花もともに食料ではないわけで、単に生命産業を特別扱いする理由はどこにもないといった問題に直面します。生花を施設で栽培している場合、「農地」問題は発生しません。どちらも経営が安定していれば、米は安定的に生産・供給されるでしょう。また、規模は大きいけれども、キャッシュを見れば自転車操業的な経営もあります。そもそも、規模拡大とは、旧食管・全量共販体制下の論理でしかなく、与えられた農地条件で農業所得を拡大したいならば、水田に「稲」以外を植えることも選択肢として考えるべきでしょう。現に、北海道でもアスパラや長い

もの生産で成功している地域があります。

そうであるならば、経営に国家があまり介入すべきではないのかもしれませんが。新規就農者等、進取気質の者が日本農業を変える。

それが「創意工夫を活かした経営の多角化農業経営における企画管理の重要性の高まり等、農業生産法人及び個別経営の今日的農業経営の展開方向に資する政策のあり方等」なのかもしれませんし、そこに企業の参入の本来のねらいがあるのかもしれない。

また、「定年退職者の就農促進等、幅広い人材の確保に資する政策のあり方等」の検討もなされていますが、そもそも日本農業にとって、兼業農家・小規模農家をどのように位置づけるのか考える必要があるでしょう。確かに団塊世代の新規就農者は食料政策の主流とはなりえないと思いますが、ロシア政変時にダーチャが食料生産の多くを支えていたということを振り返ってみる必要があると思います。

さて、その担い手の育成方法ですが、認定農業者等、支援の範囲を特定して、そこに補助・支援を集中化していくのか。あるいは、市場によつて鍛えるといった方法を選択するのか。二者択一ではありませんが、牛肉・オレンジの自由化が騒がれた後、国産牛のブランド化が進んだり、売れる米作りが重視される中で、コシヒカリ系



品種への作付が特化していったように、市場の有効性はやはり評価すべきなのではないでしょうか？

8. 狼は本当に来る！

『狼と少年』に出てくる少年がずくつと言いつづけてきた「昭和一桁台がリタイアすれば……」「そんなに農業補助は続かないぞ」といったようなことが、ここに来て本当におこるのではないかと実感されている方は多いのではないのでしょうか。実際、昭和一桁世代のリタイア問題についてみれば、一番若い昭和九年（一九三四年）生まれの方々が、平成二十三年に七十五歳を迎えます。米政策は最後のステージとなり、生産調整のシステムが続くとしても産地づくり交付金の水準は下がると推測され、米価はもう少し下落するでしょう。さらには、WTOやFTAがどのようになっていくのかといった問題もあります。今まで想定しなかった農業構造の大変動が目の前に迫っています。「そのような対策をするには数年かかる」とか「旧来のシステムがあるのだからすぐには変更できない」とは言っていられない状況になっているのです。正に「戦後農政の大転換」がなされようとしています。

こうした状況の中で、株式会社問題や耕作放棄地問題を五年間で解決しようとしているものですから、極論ではありますが「黒猫でも白猫でも農業経営をちゃんとやるならば、どちらでもいいのではないか！」といったようなことを言う人も出てきているのです。最初にお話したように、三〜五年後の農業情勢をそれぞれの研究者がどのように予測しているのか。それに関わる発言には大きな差異が生じているように感じられます。WTO・FTA反対と言っていれば、本当に締結しないで済むのか。それを先延ばしできるのか。その間に、日本農業はどうなっていくのか。こうしたことを分析するだけに留まらず、最悪の状況を見据えて、セーフティネットについても検討を始めておくべきなのではないでしょうか。また、個別案件に対する評価と批判のみを繰り返しているだけで現実を直視していないような意見も見受けられます。頭の体操の時期は過ぎ去ったと思います。

9. まとめにならない「まとめ」

最後に、「農業経営管理支援対策」の取り組みを簡単に紹介してお話を閉めたいと思います。

「これまでにさまざまな改革に取り組んできました。米改革、品目横断的経営安定対策で切り口にしたのは人であり、経営です。農地政策の見直しにおいても同様で、人と経営を焦点に、経営が発展するために何が必要か。見直しの中心テーマとなるのはこの点です」(高橋博経営局長「全国農業新聞」二〇〇七年八月三一日)

従来、農地制度・農地流動化を語る場合、農業経営といった視点が欠落していたように感じます。確かに、合理化事業も「一時貸付タイプ」等、経営支援型にシフトしてきましたけれども、公社の体制を踏まえれば実質的な農業経営の支援は困難です。また、認定農業者制度についても、経営改善計画を認定した主体である市町村がチェック・指導・支援していくことが実質困難な状況にあると言えます。

平成十八年十月第二四回JA全国大会決議において、「担い手に対する経営指導体制の強化」が決議され、「農業経営管理支援の取り組み」が進められています。「農業経営管理支援対策」は、地域農業を支える多様な担い手の経営安定を図り、JAの組織・事業基盤を強化するため、行政や普及指導センターなど関係機関との連携のもと、JA段階における確定申告支援だけに留まらず、経営実態を踏まえた技術指導・経営指導、それらと有機的に結び着いた総合的

農地政策の展開方向について

<農地に関する改革案と工程表>

[平成19年11月6日 農林水産省]

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤である。

中長期的に世界の食料需給のひっ迫が見込まれ、他方、国内では耕作放棄地が増大する中、農地の有効利用を促進するため、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念を明確にした上で、現場の実態を踏まえつつ、下記のとおり農地政策の改革を具体化していくものとする（別添参照）。

なお、この改革については、別紙工程表に沿って計画的に進めることとして、早急に着手し、全体の改革が、平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるように法制上の措置を講じる。

記

1 農地情報のデータベース化

農地政策を見直していく上で、また、各般の農業政策を推進していく上で、所有や利用の状況等の農地に関する情報を一元的に把握し、それを関係機関が共有化し、十分に活用していくことが重要である。

このため、個人情報の保護に留意しつつ、農地に係る各種情報を地図の上に一元化した農地情報図を関係機関共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるようにするとともに、新規参入等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について全国どこからでもアクセスできる体制を整備する。

2 耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施

近年、増加傾向にある耕作放棄地を解消することは、国民への食料の安定的な供給を図る上で、また、限りある農地を有効に利用する上で、喫緊の課題となっている。

この場合、耕作放棄地それぞれの現状は、地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なっており、その対応策も地域の実情に応じたものでなければならない。

このため、耕作放棄地について、現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策を実施することにより、5年後を目途に耕作放棄地の解消を目指す。

3 優良農地の確保対策の充実・強化

今後とも、ある程度の農地の転用需要は避けられず、かつ、農地の拡張が期待できない中で、生産力の高い優良農地の維持・確保の重要性は益々高まっている。

このため、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要となっている病院・学校等の公共転用について、許可の対象にする等の必要な措置を講じる。

4 農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開

今後、規模拡大によるコスト低減など国内農業の体質強化を図るためには、農地を面としてまとまった形で集積していくことが不可欠である。

このため、現場に働きかけ、委任・代理で農地を集めて、面的にまとまった形で再配分する仕組みを全国の市町村段階で展開し、農地の面的集積を促進する。

5 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

農業・農村をめぐる状況を見ると、担い手の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の問題が深刻化してきている。

このため、所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念の下、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権については規制を見直す。

この場合、現場で農地利用についての問題が生じたり、経営発展に支障が生じないようにするため、必要な措置を講じる。

これにより、集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促進する。

また、担い手の選択肢を拡大する観点から長期間の賃貸借が可能となるよう措置するとともに、標準小作料制度等は廃止の方向で見直す。

な事業支援を一体的に行う取組みです。青色申告の指導を行い、経営分析し、経営改善計画を支援する。そのために、営農指導と資金融資を組合せ、将来計画（生活設計、労働力確保）の実現を行っていくものです。そういった支援活動の一環として、土地利用調整があると位置づけられています。単に、規模拡大に限らず、作物転換も含めた指導が行われています。従来の縦割り体制から農家の経営実態や状況にきめ細かく応える形で、総合的かつ組織的な対応が求められています。県・各団体との連携が図られ、地域農業が発展し

ていく。その中に農地問題の解決の方向が見いだせるのではないのでしょうか？

最後の最後になりましたが、やはり七月の参議院選挙の結果の影響は大きく、政府・自民党は、従来の農政方向についての見直しを検討に入れると思いますので、ご説明したような「農地制度の見直し」についても秋口にかけて、議論が行われることと思います。

ご清聴ありがとうございました。

討 論

太田原 座長をつとめます太田原です。長時間にわたる、しかも中身の濃いお話をしていただきまして、ありがとうございます。北海道ではなかなか聞くことができない大変貴重なご報告でしたけれども、それだけに皆さんピンとこないお話もあったのではないのでしょうか。そこで、まず皆さんからご質問をお受けしたいと思いません。

1. 農業情勢の変化と農地保有合理化事業のあり方

東 山 北海道における農地問題について考えた場合、やはり農地保有合理化事業に注目しないわけにはいきません。道公社の中間保有面積は、平成十八年現在、およそ三万七千鈔あります。その金

額をみるとギョツとするんですけれども、七三〇億円にもなるんですよね。しかも、その金額は年々増加しているんです。

売買事業は北海道のためにある事業と言つて良いくらい北海道において欠かせないものとなっています。しかし、中間保有している農地はいずれ売り渡さなければなりません。長期貸付タイプ中間保有十年ものの売り渡しはすでに今年から始まっています。北海道の水田地帯の多くはこの長期タイプを導入していて、旧北村がその典型になりますが、そこでの受け手農家は、今の厳しい経済状況の中で地代の償還を行つていかなければなりません。限られた担い手が増えますが、ますます苦しい経済状況に陥つていくことです。それが現在大きな問題となっています。ですから私は、現況の合理化事業の仕組み、中でも売買事業の仕組みを変えていかなければならないと思つています。担い手の経済状況に配慮した事業が創設されることを私は期待しているんですけれども、その可能性はあるのでしょうか。

深谷 結論から言えば、ありません。このことと関連すると思うのですが、米の仮渡金の支払方式が今年から変わりました。昨年

までは一万円から一万二、〇〇〇千円程度支払われていたものが、全農全国本部が提示した集荷概算金は、うるち米については六〇kg

当たり七、〇〇〇円です。というケースが多くなつていて、すでに千葉県は七、〇〇〇円に決めたそうです。県本部によつては追加払いがこれに乗せられますが、従来よりも農業所得が減ることは間違いなく、小作料を支払えなくなるケースが発生するのではないかと危惧しております。合理化法人が一時貸付している農地についても、当然、小作料を支払ってもらわなければならないのですが、その受け手農家が小作料を支払えなくなるケースが発生するかもしれません。

米価が下がるということは農地価格が下がるということですね。先ほど申しましたけれど、東北では米価の下落とともに水田価格が急落しております。青森県における昨年の一〇アル当たり平均買入水田価格は四〇万円まで下がつてしまいました。今年は四〇万円を切つてしまうかもしれません。北海道は道公社の売買介入率が非常に高いので、農地価格は極端に変動しませんでした。しかし、小作料が支払えなくなるといったケースが多発すれば、一時貸付を止めようという動きが出てくるかもしれません。都府県の一部では、すでにそのような状況になっています。

なお、道は売買事業に係る資金借入れに対する利子助成を行っています。これから実施される合理化事業につきましては、全国農

地保有合理化協会が行う助成と合わせると十分の十補助、つまり無利子になります。

東山 例えば十年以上に及ぶ長期リース制度が新設される可能性はないんですか。

小南 現行の制度では五年間延長が認められています。ですから、貸付期間は最長十五年となっています。

東山 今後も一時貸付タイプに頼らざるを得ないと思うのですが、それも予算があるといった裏付けがなければダメということなんでしょうね。

深谷 一時貸付タイプの理念と実行は別だと思うんですよ。例えば道公社が担い手の経営改善計画を策定して、経営支援まで行っていくのであれば、それはかなり効果的でしょう。しかし、十年後、その受け手農家の経営が傾いてしまつて、それに対する売渡しができないとなれば大変です。宮崎県が行政・農業団体が一体となつて実施している経営管理支援対策のようなものが確立さ

れば、これからも一時貸付タイプは有効性を持ち続けるのではないかと思います。

2. 農地の受け皿としてのJA出資法人

仁平 私は主に水田地帯をフィールドにしているのですが、道内各地の水田地帯を訪問していて、最近、感じる点があるんです。それは、水田地帯における耕作放棄地の実態を正確に把握しなければならぬということです。高齢化が進み、労働力不足が顕著になっていくと、転作に関してはソバや牧草といった作物が作付されるようになります。こうした農地の中には耕作放棄寸前といったものもあります。それらを含めた上で、耕作放棄の実態を把握していかなければならないと考えています。

先ほど、北海道の地価はあまり変動がないとおっしゃっていましたが、実は七、八年前までは、上川や空知の中核地帯を含め、北海道の水田価格は著しく下落していました。今でも基本的にその傾向は変わらないと思います。こうした状況の中、南幌町では従来の個別売買では対応できないということで、農協主導で法人を設立し、その法人を農地の受け手として位置づけています。つまり、農協が

土地利用まで踏み込んで、しかもその担い手を育成しているのです。

宮崎では経営支援管理まで農協が行っているとのことでしたが、南幌もそれと同じで、農協が法人に野菜の作付を促すなどして、所得の向上に貢献しているんです。同じ空知に位置するJ A いわみざわも、J A 出資法人を設立しようといった動きが出ています。今日の報告ではあまりふれられていなかったのですが、こうしたJ A 出資法人をはじめとした多様な担い手の動向はどうなっているのでしょうか。この点についてまずお聞きします。

それともう一点お聞きします。例えば南幌町では一〇アール当たり水田価格が三五〇万円と四〇万円となっていますが、現在の収益水準を考えるとこの地価はあまりにも高すぎます。ですから農家同士の売買がなかなか成立せず、農協主導で設立された法人がその受け皿となっているんですね。米価がさらに下がれば農地価格も下がります。今も土地担保金融は成立していませんから、そうなると農家のオーバーローンが問題になって、農地の流動化はますます停滞します。こうした悪循環を断ち切ることは、なかなかできないと思うんですね。先ほど東山さんが貸付期間の延長の必要性について語られていましたけれど、そのようなことを含めて、売買がスムーズに進むような新たな仕組みを構築していく必要があるんじゃないでしょうか。

うか。この点について、何かアイデアがあれば教えてください。

深谷 東大の谷口先生が書かれた報告書によりますと、農協はJ A 出資法人の設立に対して慎重のようです。なぜかというところ、ほんとのJ A 出資法人が赤字だからです。経営が軌道に乗っている法人の多くは、担い手がそれなりに定着している地域に位置しています。しかし、これからJ A 出資法人の設立を検討している地域は、J A 出資法人をいわゆる最後の受け皿としなければならぬような条件の良くない地域がほとんどではないでしょうか。一昔前、各地で市町村農業公社が多数設立されましたけれども、その状況に似ていますね。

それと、農地の売買の仕組みについてですけれども、農地を売る大きな理由は負債整理だと思えます。つまり、出し手側に要因があるのです。出し手側に負債がなければ、売りにこだわらず、賃貸借での流動化を推進させるのが有効ではないでしょうか。道公社による一時貸付がかなり含まれているとはいえ、北海道における利用権設定率は年々上昇しています。ですから、北海道においても賃貸借における移動の推進は意味があると考えています。

さらに、東北大の工藤先生に合理化協会が発行している『土地と

『農業』に書いていただいたのですけれども、農地貸付信託事業も有効であると考えています。農業をやめて農村を離れ、不在地主となってしまうケースは北海道でもあると思いますが、合理化法人を通じて、そのような方々が財産として所有している農地をこれからも農地として維持していくことをサポートするのがこの事業のねらいです。信託は日本にはなじまないとされていますが、この事業をなんとか定着させたいと考えています。しかし、それにはハードルがあります。この事業では、農地の信託しかできないんです。「宅地も山も墓も全部管理して欲しい」という不在地主が多いのですが、農水省による仕組みなものですからそこまでできません。家を含むことができれば「田舎で農業をしながら暮らしたい」といった人に農地と住宅をセットにして貸すことができますが、信託財産を総合的に運用する仕組みとなっていないので、それはできません。もつと現場の事情を配慮して欲しいと思っています。

太田原 J A 出資法人については谷口さんが様々な事例を紹介しているようですけれども、この点について井上君、説明できますか。

井上 谷口さんと共著者である李さんは、確か J A 出資法人を

五つの類型に整理していたと思います。農作業受託を行うものや集落営農を行うものなど、各類型から多数の事例を紹介されているのですが、条件や情勢が厳しくなればなるほど、J A 出資法人はいろいろな事業に取り組み、法人自らの経営基盤の強化とともに、地域振興といった役割にも貢献していかねなければならないと説明されていたと記憶しております。

深谷さんが先ほど、J A 出資法人は農地の最後の受け皿として設立される傾向にあるとおっしゃっていましたけれども、確かにその傾向は強いと思いますが、市町村農業公社や集落営農などと連携または役割分担を行って、担い手として発展している事例も少なからずあるのではないかと思います。北海道も同じで、仁平さんが紹介された南幌町の事例は農地の受け皿として機能しています。ある地域には債務保証のために農協が出資している法人があります。その一方で、道東には支援システムの機能を果たすと同時に担い手としても展開している事例があります。

黒澤 条件が厳しい所で J A が出資をして法人を設立し、支援を行うケースが多いとのことですが、一般にそのような地域の J A は法人に出資できるほどの余裕があるとは思えません。他に本質的

な理由があるような気がするのですが、どうでしょう。

井上 農協が関与しないと崩壊してしまうような、いわゆる極限状態にある地域は存在するのではないかと思います。ご指摘のとおり、そのような地域に位置する農協の経営は概して厳しいでしょう。けれども、このような地域は農業以外に基幹産業がないケースが多いので、農協による支援がなければ崩壊してしまう可能性が高いわけです。もちろん市町村が支援を行っても良いのですが、市町村だって財政事情が厳しいことになりありません。それと、北海道は当てはまらないかもしれませんが、最近急速に市町村合併が進みましたので、市町村は農村部にまで目が届かないケースが多いと考えられます。そのため、農業を基幹とする地域においては、農協が介入せざるを得ないんじゃないかと思うんです。

3. 小規模農家・企業を含む多様な担い手による農地利用

黒澤 深谷さんの報告にとっても刺激を受けました。「狼は本当に来る！」というクライシスの受け止め方を聞いて、我々はちよつと甘かつたのではないかなと反省しているんです。その「狼は本当

に来る！」という発言の中で、高木総裁や本間教授は政府に近いとの説明がありましたけれども、ここで言う政府というのは農水省も総務省も財務省もみな同じだということなのでしょう。これら一枚岩なのでしょう。この点について、まずお聞きしたいと思います。

続いて二点目です。兼業農家、小規模農家、定年退職後に就農した団塊世代、クラインガルテン、ダーチャなどが食料生産の大部分を支えるというコメントがあつて、これは肯定的な意味での発言と理解してよろしいのですよね。この点について、もう少し詳しくお話を聞きたいと思えます。

それから三点目ですが、経営管理支援の強化というお話がありました。ちょうど私たちもこれに関連する仕事をやっていて非常に関心を持つたのですが、お話しされた経営管理支援の強化というのは、かなり高い水準を目指すものなのか、実効性のあるものなのかというところをお聞きしたいです。あくまでも私見なのですが、北海道は認定農業者の比率が相対的に高いです。これはもちろん専業農家率の高さに影響されたものでありますけれども、その認定にあつて必ずしも厳密な審査を行つてこなかったという事情も関係しているように感じています。深谷さんが紹介された宮崎県の事例は系統組

織の切り札としてお話されたように聞こえたのですが、経営管理というのは、農業者の意識レベルや意欲に左右されますし、年齢階層によつてそのあり方が異なります。また最近は個人情報をどう扱うのかといった問題も避けられません。これらの対応について、現場の普及員や農協職員は結構苦労していると思います。本気でやるとなれば人員も必要になります。こうした実態を踏まえると、実効性のある経営管理支援というのはかなり難しいと感じているのですが、この点についてお話いただけたらありがたいです。

深谷 先ほどお話しした「政府」という言葉は、非常に曖昧です。骨太方針では、経済財政諮問会議と協議して、農業政策の見直しと工程表を提出することになっています。したがって、農水省は官邸との意見の付け合わせを行っています。研究者の方々には、政府の委員をやられている方とそうでない方がいます。政府内の風があつて、それをどう読み取るのか。その読み方次第でポジションが決まるといふことではないでしょうか。

それから、兼業農家や小規模農家についてですね。東京で議論していても、「兼業農家や小規模農家に支援をすべきではない。大規模農家に支援を集中すべきだ」という発言をよく耳にします。「家

事的な労働による生産は規模拡大につながるからマイナスだ」という考えを持つ人もいます。しかし、「そうではないんじゃないの」というのが私の意見です。「それじゃ兼業農家や小規模農家をどうすればいいの」という反論があるかと思いますが、この点については今日の報告でまったくふれませんでした。集落営農がその回答の一つになるのではないかと思っています。

団塊世代の就農については新聞などでもよく取り上げられますが、食料生産の主要な担い手、土地利用型農業の主要な担い手にはなり得ないでしょうね。ただ、農業に参入していただけるのは良いことだと思っています。これに対して、ダーチャはちよつと違うのかなと思うんです。ソビエト連邦が崩壊してロシアになった時、ダーチャが国内の食料供給を支えたと聞いております。総じて言えば、「専業農家だけじゃなく、兼業農家だつて育成したつていいじゃないか」ということですね。そういう意味で、私は「逆兼業農家化」なんて言ってますけど、この点についてはきつと反論があるでしょう。

それと、宮崎県の経営管理支援対策ですが、これは有効な対策だと思つています。そもそもJAの負債を何とかできないかということから始まっていますが、これについてもその成果が出ています。

全中ではこれを全国展開させようとしていまして、この対策を推進した宮崎県の方がプロジェクトチームのチーム長になっています。課題は土地利用型農業への対応が容易ではないということです。その処方箋がうまく作れないんですね。個人情報については、これがないれば指導ができませんから所定の手続きを行って取得し、きちんと管理しています。「ここまで持っているのか」というくらい、情報がストックされています。

橋 本 先ほど、クライנגルテンやダーチャの位置づけについて反論があるかもしれないとおっしゃっていたので、あえて反論に近い話をさせていただきます。私は今回の農地政策の見直しは、農地政策の理念をどう考えるのかということを基本にして進めなければならぬと思っています。例えば、「賃借権設定のハードルをもっと下げて、賃貸借による規模拡大をより一層推進していきましよう」となった場合、認定農業者や農業生産法人、それと農業に参入した企業が同等の立場で競争できるのかといった問題が必ず出てくると思うんです。私は守旧派に近い人間なので、望ましい担い手というのは、認定農業者をはじめとした既存の担い手だと思っています。ですから、これらの方々を優先する仕組みを作っていくの



が農地政策の基本理念であつて、企業というのは農地政策の本筋とは別の問題として扱うべきではないかと考えているんです。

もう一点、発言させてください。時間の関係であまり触れられなかつた定期借地権についてです。耕作権保護と農地流動化というのは古くて新しい課題でありまして、昭和五十五年に農用地利用増進法ができた時にも両者の関係が問題になりました。農地法の下では強い耕作権保護がはたらいて農地流動化が進まないのです、賃貸借による規模拡大を進めるために利用増進法ができたわけです。そして、耕作権の保護を強め、さらには農地法20条の解約権の制限も加わつて、農業経営の安定に結びついた。しかし、一方でそれをやられてしまうと今度は出し手がなかなか貸しなくなつてしまう。利用増進法ができたのに、むしろ農地流動化に逆行するような事態が発生してしまつた。これと同じような問題が今回また蒸し返されるのではないかと懸念しているんです。土地改良に係る有益費負担の問題も含めて、この点をどう考えていくのかということが課題になつていると、私は思っています。

深谷 最初にお話ししましたけれども、研究者一人一人が自分の意見を明確に主張すべきだと思うんですね。企業参入については、

「黒猫・白猫論」にたとえて書いたんですけれども、最近「利用させてくれれば誰でも良いでしょう」といったようなことを言う人がいるんですよ。面的集積組織についても、どうかという気がしているところがあります。農地情報を提供したとしても、果たして機能的な農地市場は形成されるのか。それに、農地市場と言いなから依然として地縁関係に期待しているんですね。したがつて、農用地利用改善団体の活動が重要な位置づけとなつていきます。

要するに、三年先のことがどうなるのかわからないのに、二十年先のことが読めるのかと思います。そんなことまでして、大規模土地利用型農業を展開する企業が果たして登場するのか。そう感じたものですから、九州大学の福田先生の論文を引用して、実態はそうではないだろうとお話させていただいたんです。

有益費についてですが、実は昭和55年に合理化協会がその算定に関する調査を引き受けたことがあります。国会で付帯決議をされていきました。

橋本 ありがとうございます。私も同感です。農地市場のお話ですけれども、現場の方々にお聞ききすると「売りたい人はいるけど、買う人はいない」とおっしゃるんです。それならば、農地が

余っているのかと思いますよね。ところが、例えば農地を欲しがっている新規参入者のためにどのような農地が余っているのか実態調査を行ってみると、「提供できる農地はほとんどないよ」と言われるんです。なぜかという、優良農地はその周辺の方々に取得されてしまうからです。出てくる農地は条件の恵まれないものばかりなんですよね。農地市場というのはこのように閉鎖的な性格が強いものですから、こうした情報しか出てこないんです。こんな情報を全国各地で収集して、いったいどれだけの意味があるのかと思ってしまう。

4. 有識者会議による議論の評価と面的集積組織への期待

太田原 橋本さんも面的集積組織には期待できないとお考えなのですか。

橋本 まだ見えない部分がありますのでね。

太田原 有識者会議でどのような議論になるのかにかかっているのでしょうか。ただ、全国ネットで「いい農地が空いている

ぞ」という情報が提供されたらどうなるのでしょうか。今までは、供給農地はその農地が位置する地域に定住している農業者に引き受けてもらっていたわけですよ。だから、動くといっても限定的だったんですね。それが地域外に住んでいる「黒猫にも持たせよう」ということになったら、果たして動くようになるのでしょうか。

深谷 市場化の議論で重要なことは、自由化をしたいと言っておられる方々は、ある意味、ただ市場化したいだけなんです。「市場というのはもつと自由で規制すべきものではない」ただそれだけのことなんです。ですから、実態を知っている人は「それじゃ動かないよ」と思っています。こうした自由化や規制緩和というのは、例えば教育や医療などいろいろな分野で問われています。そのいろいろな分野の中の一つが農業であり農地だということなんです。教育や医療も自由化したいというご意見の方々は、農業や農地を特別扱いすることはできないわけです。

橋本 白猫・黒猫の議論というのはいろいろな部分に出てくるんです。例えば耕作放棄地の問題なんかもそうなんですよね。38万畝も耕作放棄地がある。それを活用する処方箋を作ろうとなると、

具体的な回答をまだ得ていない段階で「それは本筋とは違うじゃないか」というような反論が出てきて、結局、問題が解決されない。それが非常に悩ましいところですね。

深谷 先ほど経済政策の本道は価格政策だと言いましたけれども、結局、農業所得が上がらない限り、農地を有効に活用していくことは困難だと思うんですね。まず、これが大前提です。さらには、農地を有効に活用していない人に何らかのペナルティとまでは言いませんけれども保有コストを払ってもらおう。こういうことがなければ、農地は流動化しないと思います。小作料の上乗せだとも検討されています。小作料の上乗せというのは農外所得になるかもしれないが、農家所得そのものは上がることに変わりはないんですよ。このようなことをやっていかないと、農地は動かないということです。全国的に農地流動化率が高い市町村を見ると、このような助成策がなされているケースが多いように思われます。

吉岡 面的集積組織と経営管理支援対策の関係についてお聞かせいただきたいんですけども、この二つが上手くリンクすれば非常に面白いなあと漠然と考えました。面的集積組織に経営に関する

アドバイスをを行う機能を持たせることができるのか。そのようなビジョンが描かれているのか。まず、この点についてお聞かせ願います。

それと、農地保有コストが低いというお話がありました。これについて、どのようなご意見をお持ちなのか。もう少し具体的にお話いただけますでしょうか。これまでコストを高めるような議論がなされてきたのか、それとも問題点の指摘だけに留まっていたのか。この点について、現状をどう認識されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

深谷 まず一点目ですが、農地制度というのはとすると縦割り行政の中で議論されています。旧農政課、今の構造改善課の担当になっていますが、これは大きく括れば経営局に属しているんですけども、面的集積組織には経営という概念が十分に組み込まれていないとは思えません。経営局長は「面的集積組織には経営という視点が必要だ」全国農業新聞にこの主張が掲載されました。私も同じ考えです。先ほどから紹介している宮崎県でもこのような形で取り組んでいます。各農家の経営を支援する中で、営農指導から販売支援を行い、その中で、労働力等を考え、規模拡大が可能かどうか

かを判断し、農地の利用調整を行っていく。そのため、JAに合理化法人の資格を持たせるといったきめ細かい対策を行っています。

ただし、こうしたシステムができたからといって必ずしも単純に農地が動くとは限りません。やはり、現場の方々、具体的には市町村、農業委員会、農業団体の方々が、このようなシステムの有効活用を推進していかなければ意味がないと思っています。

次にコストの問題ですが、これについては固定資産税の見直しはしないということになったので議論してはいないんじゃないかと思えます。コストに関してよく言われるのは、利用していない人の保有コストを高めるべきだということですね。となれば、先ほども申しましたけれども、高い保有コストを前提にして、有効に活用している人の農業所得が上がるような仕組みをセットで作るべきではないかと、私は思っています。

太田原 お話を聞いていて、「実はそんな話じゃないんだよ」といった指摘がいくつもあつたような気がしています。農地政策の見直し、有識者会議の開催、これはあくまでも農水省が行っているんですね。先ほど、政府と農水省の関係についてふれられていましたけれども、これまでは政府・官邸にとって農水省は抵抗勢力

だったはずなんです。だから、最近、変な外人ばかり集めているんですよ（笑）。農水省の会議に専門家であるA先生やB先生が呼ばれない。そういう先生方を含めないで、思い切って規制緩和や市場化をどんどん進めていく。農水省はそれに応えるために最低限の改革を行うといった構図になってきたんでしょう。そして、今後、農業は誰が担っていくのか。これまでどおり白猫とするのか、それとも黒猫を入れるのか。この点については、曖昧なまま議論が進んでいくのでしょうかね。

私の専門は農協論なんですけど、農協に関して言うと、最近、急激に地域協同組合論者が強くなってきています。彼らは「組合員は農業者にこだわるな」「職能組合はやめろ」といった発言をします。しかし、そうなると監督官庁は農水省じゃなくなってしまうんですね。だから農水省は抵抗して農協は農協としておきたいのですが、それでは攻撃されてしまうんです。農地についても根底にそのような問題があつて、非常に苦しい状況にあるのではないのでしょうか。北海道はこれまで正論で通用してきた地域ですから、私は農水省の応援をしなければならななと思っっているんですけれども、道の皆さんはどのようにお考えですか。山口さん、いかがでしょうか。

山口 皆さんがおっしゃられたとおりだと思います。北海道は農水省の政策を着実に実行した結果、担い手が定着している。ですから三万二、六〇〇人も認定農業者がいるのです。しかも、認定農業者におよそ八二%の農地が集積されています。都府県はそれが24%ぐらいしかないんですよ。

深谷 北海道についてですけども、転作に関して言えば農水省の言うとおりにやってきたと思うんですよ。問題は産地づくり交付金です。将来、ゼロにはならないと思いますけれども、水準は確実に下がると思います。その時にどうするかです。

これは北海道だけの問題ではないんですよ、転作をやめようと手ぐすね引いて待つている方々が沢山います。集荷円滑化対策に参加している農家は四八%ぐらいで、この方々は産地づくり交付金を受け取ることができます。しかし、それ以上の方々が産地づくり交付金をもらわずに単なる規範として転作を行っているわけです。このような方々が増えれば、いずれ生産調整は潰れてしまうだろうという予測なんです。そうなれば、皆、米を作るようになるでしょう。しかし、米は過剰です。売れるかどうかはわかりません。麦もFTAの影響で吹っ飛んでしまうかもしれません。先ほどから

言い続けてきたのですが、三年以内に「狼は本当に来る！」かもしれないんです。ですから、少なくとも3年くらい先のことまで予測しておかないと、大変な状況になるのではないのかという気がしているんです。

5. 耕作放棄地の実態とその解消

太田原 問題の核心に入ってきましたけれども、終了時間が迫ってきています。そこで、これも重要な問題なのですが、耕作放棄地の問題について議論しておきたいと思います。耕作放棄地を五年間で解消することですが、常識的に考えて無理ですよ。この点について、道ではどのように受け止めていますか。

松平 二〇〇五年農林業センサスによると、ご存じのようにこれは農家への調査方式で行われておりますが、北海道の耕作放棄地は約二万鈔あるんです。しかし、農水省が平成十八年に行った農振農用地区域内の耕作放棄地に関する農業資源調査によると約三、八〇〇鈔くらいなんです。調査対象などの違いでしょうか。このセンサスの耕作放棄地面積につきましては、農業委員会や市町村も乖離

を感じているようで、市町村によっては、センサスには耕作放棄地面積が記載されているのですが、「うちの町は耕作放棄地は無い」と言われることがあります。耕作放棄地の実態をどのように把握すれば良いか考えてしまいます。

それと「五年以内の耕作放棄地の解消」に関係することなのですが、今、関係する市町村に遊休農地解消計画を策定していただいております。それは計画なので、実際、どこまで耕作放棄地がなくなるかということはありますが、農水省も「策定して下さい」という立場にあり、農業委員会や市町村の皆さんも「それぞれの実情のもと、できるだけ耕作放棄地が出ないようにしよう」という考えを持って取り組んでいるのではないのでしょうか。

太田原 実態の把握から始めなければならぬですね。我々大
学教員も「お宅の大学に勉強放棄している学生は何人いますか」と尋ねられたら、「いるわけじゃないですか」と答えるしかないですもんね（笑）。これは難しい問題です。

黒澤 国が実施している遊休農地解消セミナーに一、二回お付き合いしたことがあるのですが、その時、胆振の中山間地域で遊休農

地の実態調査を行いました。そこで聞いた話なのですが、例えば圃場の形状の都合、それから住宅地や基幹道路に隣接している都合により、遊休化している土地が結構あるそうなんです。このように遊休化の基準は人によって微妙なズレがあるものですから、統計に出てくる数字をそのまま受け止めてしまうのはどうかと考えてしまいます。遊休農地に関するデータベースを策定するにあたっても、「このような土地は農地に還元する」とか、「このような土地は植林する」といった統一した基準を明確に作るべきだと思います。

それと、地権者の問題があります。遊休化している土地の地権者が近隣に住んでいれば問題ないのですが、後志管内のある方によると、そのような土地の地権者の多くは首都圏に住んでいて連絡もとれないそうなんです。ブツシュになつていような土地は手の打ちようがなくて、生産装置として還元することすら難しいと言っていました。こうした土地に関しては、現地の方々に「頑張つて復元しろ」と言つたつてそんな対応できつこないですから、第三者機関等を含めて超法規的に大胆に取り扱うべきです。そして、周辺の土地も含めてゾーニングをやり直す必要があるのではないのでしょうか。

太田原 そういう対応を行っている市町村やJAはありますか。

黒澤 地元の農業者がワークシヨップを立ち上げて、その方々が地域内にある農地の評価を行って、農地の総合利用計画を策定している市町村があります。ただ、アフターフォローがなかなかできないようなんですね。

井上 豊頃町農協では地域内にある全農地を独自に評価しています。優良農地なのか、そうではない農地なのか、どのように利用されている農地なのかといったことが、一目でわかるようになっていきます。

太田原 耕作放棄地になってしまつては遅いので、このままでは間違いなく耕作放棄地になるだろうという農地をどのように扱えばよいのか。その判断が最も大事なことでしょね。

深谷 先ほど黒澤さんが指摘されていた、不在地主が所有する土地の権利設定についてお話しさせてください。たとえ耕作放棄地ではなくても、そのような土地がある地域で利用集積計画を策定するとなれば地権者全員の同意、すなわち印が必要になります。ですから、相続されていない土地があつたりすると大変な騒ぎになるん

ですね。財産権の処分に関わることなので、強引にやつてしまうと憲法に抵触します。転用については判例があつて転用規制が認められているんですけども、財産権の処分については難しい状況にあるんです。こうしたことまで議論していかないと、耕作放棄地の増加は止められないと思いますね。

それと、耕作放棄地については、「すべてを解消する」といった目標を設定するよりも、「今ある耕作放棄地がどのような状況にあるのか」といった調査をする方が重要だと思えますね。国は「食料自給率向上のためには四六〇万鈔の農地が必要だ」と言っていますから、「耕作放棄地をすべて解消する」といったスタンスを崩すことは難しいでしょう。しかし、市町村は違います。農地は生産装置として機能していないような土地、あるいは環境に悪影響を与えていないような耕作放棄地まで維持する必要があるとは思っていないはずです。解消するには経費がかかるわけですから、生産装置として成り立たないような土地まで維持していくといった目標を持つのは大変困難なことだと思います。例えば我々有志が草刈りに行つて耕作放棄地を解消しても、反復継続して解消するためには、やはり農業生産の中で解決していかなければならないと思います。

食料の自給の問題にしてもそうです。「世界は平和でなければい

けない」「宇宙は平和でなければいけない」といった標語を否定する人はいないでしょう。しかし、政策の実践にはコストがかかるし、それに関わるインセンティブも必要です。達成できる見込みのある目標であれば推進してもいいでしょうけど、そうでなければそれに反対して然るべきじゃないかと思うんですよね。

太田原 大変、大事なお話しですね。

6. 再び企業による農地利用について考える

寺本 「白猫であれ黒猫であれ、農地は利用してくれる人に任せよう」という話まで出てきているとのことですが、北海道はちよつと違うのかなと思うんです。農業を基幹としているわけですから、やはり「黒猫にもお任せする」という意見には声を張り上げて反対していかないといけないんじゃないかと思えます。「農水省も言っているんだから、いいじゃないか」という意見には、ちよつと引つかるんですよね。

太田原 たぶん有識者会議は「黒猫も入れていいよ」といった答

えを出すでしょう。実際、北海道も建設業者等が農業に参入しているわけです。私は自分のことを自作農主義者の権化だと思っているんですけど、ここまで農地が荒れてしまうと、そんなこと言っていられないなと思ってしまうんです。ですから、合法的に農業を行うのであれば、それを受け止める必要もあるのかなと思っています。実は黒猫・白猫という話は昔からあったんですよね。「売りたいのに売れない負債農家の土地があるので、誰でもいいから買ってくれ」というような話、昔はよく耳にしましたよ。そんなことを振り返っていたら、「白猫でなければダメだ」という結論を出さなければならぬ理由はないんじゃないかと思ってしまうですね。ただこの問題は、早急に結論を出すのではなく、じっくりと議論していく必要がある思いますね。

深谷 「株式会社が悪い」という結論は出せませんよね。現に日本の資本主義を支えているのは株式会社ですし、会社法が改正されて、農業生産法人だって有限会社ではなく株式会社になったのですから。それと、これまで農地を転用してきたのは誰かということ、株式会社ではなく農家なんですよ。ですから、黒猫・白猫の話をするよりも、日本農業が危機的な状況にある中で、企業が日本農業を

支える担い手になりうるのか。こうしたことをもつと議論していく必要があるのではないかと思います。耕作者主義における耕作者は自然人を指しているんですね。ですから農業生産法人だつて所詮継子なんです。きちんと耕作していなければ、農業委員会に勧告されることだつてあります。解散すれば国家買収の対象になります。農業生産法人制度はこうした仕組みの中で成立しているんです。したがつて、株式会社を一方的に悪く言うのはどうかと思いますね。株式会社のことをまるでテレビの水戸黄門に出てくる悪辣な「越後屋」みたいに扱う人がいるんですねでも（笑）、「そうではないだろ！」と言いたいですね。

太田原　そりゃ農家の中にも悪い人間はいるでしょう（笑）。私が言いたいのは、それだけじゃないんです。先ほども議論になりましたけど、医療、教育、社会福祉、そして農業。これらは株式会社をシャットアウトしてきた分野なんですよ。なぜかと言うと、営利主義で行われては困る事情があつたからなんです。それと、もう一つ大事なことは、これらはみな補助金を受けている分野なんですよ。つまり、補助金によって成立してきた。ですから、一般にこれまで民間企業が参入できなかったわけです。しかし、参入する企業

が増えてきて、例えば病院の株式会社化まで議論されるようになってきた。こうしたことが成立すると、政府のバックアップがなくなるかもしれない。これが怖いんですね。農業も同じで、株式会社がいくつも参入し、その経営が軌道に乗つたら「もう補助金はいらないんじゃないか」と思われるかもしれません。これは白猫・黒猫の議論では語れない、もつと大きな問題ではないかと思っています。まだまだ議論すべきことがたくさんあると思いますが時間がまいました。ここで本日の研究会をお開きにしたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。



出席者

座長 太田原高昭 社団法人北海道地域農業研究所 所長
 報告者 深谷 成夫 社団法人全国農地保有合理化協会 調査広報部 次長

<五十音順>

新井 敏孝 株式会社北海道協同組合通信社 取締役 編集部長
 伊藤 謙二 北海道農業協同組合中央会 農業振興部 調査役
 川田 敦彦 北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 主査(利用集積)
 黒澤不二男 社団法人北海道地域農業研究所 常務理事
 小南 順 財団法人北海道農業開発公社 農用地部 農地課 課長
 鈴木 啓徳 ホクレン農業協同組合連合会 役員室 営農対策課 考査役
 高橋 一臣 北海道 農政部 農業経営局 農地調整課 主査(土地利用)
 高橋 謙一 北海道信用農業協同組合連合会 農業融資部 次長
 寺本千名夫 専修大学北海道短期大学 教授
 中山 忠彦 社団法人北海道地域農業研究所 研究部 特別研究員
 奈良 孝一 社団法人北海道地域農業研究所 研究部長
 西村 淳児 財団法人北海道農業開発公社 農用地部 農地課 主査
 仁平 恒夫 北海道農業研究センター北海道農業経営研究チーム研究チーム長
 橋本 正雄 北海道農業会議 事務局長代理
 林 亮年 北海道農業協同組合中央会 岩見沢支所 主査
 東山 寛 北海道大学大学院 農学研究院 助教
 細山 隆夫 北海道農業研究センター北海道農業経営研究チーム主任研究員
 松平 孝 北海道 農政部 農業経営局 農地調整課 主査(農地調整)
 矢野 実 社団法人北海道地域農業研究所 専務理事
 山口 和海 北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 主査(経営体育成)
 吉岡 徹 酪農学園大学 酪農学部 講師
 吉尾 信隆 財団法人北海道農業開発公社 農地管理監
 和田 好充 社団法人北海道地域農業研究所 研究部 次長

事務局 井上 誠司 社団法人北海道地域農業研究所 研究部 主任研究員